

兵庫県公報

令和5年9月1日 金曜日 第444号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急診療所の名称変更（同）	2
○ 令和5年度後期技能検定試験の実施（能力開発課）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	6
○ 令和5年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（治山課）	7
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（都市計画課）	8
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	9
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（会計課）	11
病院局公告	
○ 落札者等の公示	12
○ 同 上	12
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	13
兵庫県内水面漁場管理委員会告示	
○ 令和5年度増殖基準数量の変更	14

告 示

兵庫県告示第886号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社 J T B
大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号 J T Bビル4階
- 2 指定をした日
令和5年8月8日

兵庫県告示第887号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 尾原病院
所 在 地 神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1
認 定 年 月 日 令和5年7月28日
認定の有効期限 令和8年7月27日

- 2 名 称 大山記念病院
 所 在 地 西脇市黒田庄町田高313番地
 認 定 年 月 日 令和5年8月30日
 認定の有効期限 令和8年8月29日
- 3 名 称 栄宏会 小野病院
 所 在 地 小野市天神町973番地
 認 定 年 月 日 令和5年8月22日
 認定の有効期限 令和8年8月21日
- 4 名 称 いたがき総合診療クリニック
 所 在 地 たつの市揖西町南山2丁目111
 認 定 年 月 日 令和5年8月11日
 認定の有効期限 令和8年8月10日



兵庫県告示第888号

救急診療所の名称が変更されたため、告示する。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 新 名 称 いたがき総合診療クリニック
- 旧 名 称 板垣救急クリニック
- 所 在 地 たつの市揖西町南山2丁目111
- 変 更 年 月 日 令和5年6月5日



兵庫県告示第889号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 試験日程及び実施職種
 - (1) 学科試験
別表のとおり行う。
 - (2) 実技試験
別表の検定職種について、令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。
- 2 試験場所
協会から受検者に対して別途通知する。
- 3 受検資格
職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。
- 4 受検手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受検申請書
受検申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室産業振興課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課並びに協会において配布する。
 - イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し
 - ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 受付期間

令和5年10月2日（月）から同月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 郵送による提出とし、令和5年10月13日（金）消印分まで有効。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
 協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和6年3月8日（金）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。

なお、電話による合否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和6年3月8日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

1 特級

検定職種	学科試験日	受検手数料（円）	
		実技試験	学科試験
鋳造	令和6年1月28日（日）	18,200	3,100
金属熱処理			
機械加工			
非接触除去加工			
金型製作			
金属プレス加工			
工場板金			
めっき			
仕上げ			
機械検査			
ダイカスト			
電子機器組立て			
電気機器組立て			
半導体製品製造			
プリント配線板製造			

自動販売機調整
光学機器製造
内燃機関組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
婦人子供服製造
紳士服製造
プラスチック成形
パン製造

2 1級及び2級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
機械検査	機械検査	令和6年1月21日(日)	15,100 (6,100)	3,100
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターン メイキング			
鍛造	プレス型鍛造		18,200	
シーケンス制御	シーケンス制御		(9,200)	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て			
配管	建築配管			
	プラント配管			
型枠施工	型枠工事			
ガラス施工	ガラス工事			
金属材料試験	機械試験			
	組織試験			
和裁	和服製作	令和6年1月28日(日)	13,300 (4,300)	
機械プラント製図	機械製図手書き			
	機械製図CAD			
金型製作	プレス金型製作		18,200	
工場板金	機械板金		(9,200)	
	数値制御タレットパンチ			
	プレス板金			
自動販売機調整	自動販売機調整			
鉄道車両製造・整備	走行装置整備			
	鉄道車両点検・調整			
油圧装置調整	油圧装置調整			
農業機械整備	農業機械整備			
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き			
	印刷箱製箱			
石材施工	石材加工			

パン製造	パン製造	令和6年2月4日(日)	13,300 (4,300)	18,200 (9,200)
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事			
電気製図	配電盤・制御盤製図			
ロープ加工	ロープ加工			
半導体製品製造	集積回路チップ製造			
	集積回路組立て			
プリント配線板製造	プリント配線板設計			
	プリント配線板製造			
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て			
帆布製品製造	帆布製品製造			
プリプレス	DTP			
菓子製造	洋菓子製造			
	和菓子製造			
建築大工	大工工事			
かわらぶき	かわらぶき			
鉄筋施工	鉄筋施工図作成			
	鉄筋組立て			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事			
自動ドア施工	自動ドア施工			
塗装	鋼橋塗装			
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ			
	広告面粘着シート仕上げ			
工業包装	工業包装			

(注) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が2級を受検申請する際の手数料である。

3 3級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
シーケンス制御	シーケンス制御	令和6年1月21日(日)	18,200 (9,200)	3,100
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て		【12,100】	
配管	建築配管		〈3,100〉	
和裁	和服製作	令和6年1月28日(日)	13,300 (4,300)	
機械・プラント製図	機械製図手書き		【8,900】	
	機械製図CAD		〈2,900〉	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		18,200 (9,200)	
家具製作	家具手加工	【12,100】 〈3,100〉		

テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD	令和6年2月4日(日)	13,300 (4,300)
電気製図	配電盤・制御盤製図		【8,900】 (2,900)
機械検査	機械検査		15,100 (6,100)
機械加工	普通旋盤		【10,100】 (2,900)
電子機器組立て	電子機器組立て		18,200 (9,200)
プリント配線板製造	プリント配線板設計		【12,100】 (3,100)
	プリント配線板製造		
プラスチック成形	射出成形		
建築大工	大工工事		
かわらぶき	かわらぶき		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ		

(注1) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。

(注2) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。

(注3) 受検手数料欄の〈 〉内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

4 単一等級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
製麺	機械乾麺製造	令和6年1月28日(日)	18,200	3,100
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事			
電子回路接続	電子回路接続	令和6年2月4日(日)		



兵庫県告示第890号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
洲1号	上野 義治 淡路市仁井110				○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第891号

令和5年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

森林計画区	単位区域名	範囲(市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	208.04	1.04	—	—	209.08	
	神戸地区	神戸市	8.52	50.76	—	38.90	98.18	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	562.85	124.60	—	11.53	698.98	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	769.56	134.69	—	60.78	965.03	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,078.96	196.05	3.28	31.40	2,309.69	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	928.33	205.54	—	16.48	1,150.35	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円山川下流	豊岡市	1,218.35	108.37	0.72	2.92	1,330.36	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	1,097.52	49.47	4.74	24.86	1,176.59	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	601.50	35.11	—	1.42	638.03	
	南但地区	養父市 朝来市	1,585.63	231.67	—	47.04	1,864.34	
加古川	佐治川～篠山川	丹波篠山市 丹波市	904.29	134.90	—	23.76	1,062.95	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹田川	丹波市	105.92	29.88	—	8.66	144.46	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	436.24	2.34	—	78.36	516.94	
合	計		10,505.71	1,306.82	8.74	346.11	12,167.38	



兵庫県告示第892号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県まちづくり部都市計画課、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	赤穂市の一部
森林地域	神戸市、姫路市、宝塚市、三木市、小野市、丹波市の各一部

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託(2) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
60,360,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年9月1日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 多田勝利

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
令和5年度下半期 水産技術センター船舶燃料軽油単価契約
 - (2) 調達物品の種類等
船舶用JIS1号軽油(軽油引取税免税)
 - (3) 契約期間
令和5年10月1日(日)から令和6年3月31日(日)まで
 - (4) 納入場所
東播磨港(明石市二見町南二見地先)、姫路港(飾磨港及び妻鹿漁港)、室津漁港及び洲本港 計5箇所
 - (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び誓約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年9月1日（金）から同月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター
電話 (078) 941-8601 F A X (078) 941-8604

4 入札説明書、入札参加資格確認資料及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和5年9月1日（金）から同月8日（金）まで

(2) 交付方法

県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。
なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「物品」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続き

入札参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和5年9月1日（金）から同月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参すること。

6 入札手続等

(1) 入札・開札日時及び場所

令和5年9月22日（金）午前11時
兵庫県明石市二見町南二見22-2
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室

(2) 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年9月21日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
契約希望金額（1リットル当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。その場合は、令和5年9月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約書記載単価（1リットル当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年10月1日（日））までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

~~~~~

#### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
総合財務会計システム及び兵庫県電子納付システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年7月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

病 院 局 公 告

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立西宮総合医療センター（仮称）ナースコールシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社関電工 関西支店 大阪府大阪市北区中之島2-3-18
- 5 落札金額  
258,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年6月23日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
ドクターカー及び搭載医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本船舶薬品株式会社 神戸市中央区港島中町2-2-1
- 5 落札金額  
38,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 入札公告をした日  
令和5年6月23日

### 但馬海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、定置漁業と他の漁業等との操業調整を図るため、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 上田良介

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第81号

2 指示事項

免許番号定第601号、定第602号、定第603号及び定第604号の定置漁業に係る次の区域においては、漁業権者による定置漁業を除き、水産動植物の採捕を行ってはならない。

区域（図面参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

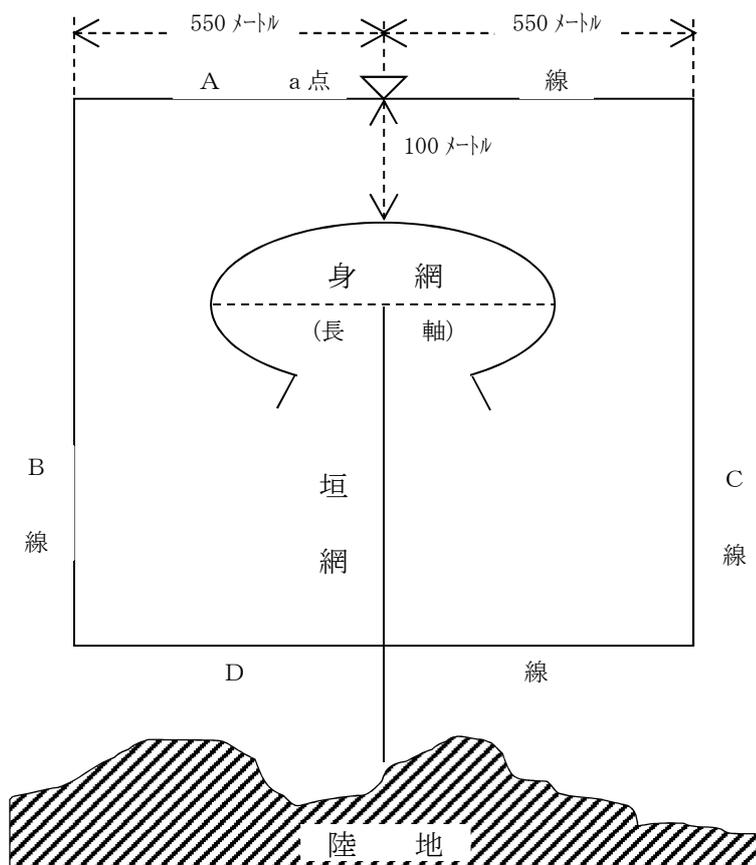
沖合の線（A線） 垣網の両端を結ぶ直線の延長において、身網の外側から100メートルの点（a）を通り身網の長軸に平行な直線

側面の線（B、C線） A線上において、a点から左右へそれぞれ550メートルの点を通りA線と直角に交わる2直線

地方の線（D線） 垣網の磯の末端を通りA線に平行な直線

3 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで



兵庫県内水面漁場管理委員会告示

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和5年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を変更したので、次のとおり示す。

令和5年9月1日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近藤敬三

1 増殖の基準数量

令和5年度 増殖基準数量

| 免許番号 | 河川名 | 種 苗 放 流 |    |        |       |        |                          |                         |        |        |     |       |      |        |      |
|------|-----|---------|----|--------|-------|--------|--------------------------|-------------------------|--------|--------|-----|-------|------|--------|------|
|      |     | あゆ      | こい | ふな     | うなぎ   | にじます   | あまご<br>(注)               | やまめ                     | さくらます  | いわな    | まはげ | わかさぎ  | もろこ  | もくずがに  | すっぽん |
| 1    | 猪名川 | 60kg    |    |        | 5kg   | 2,500尾 | 500尾<br>又は<br>4,000粒     |                         |        |        |     | 100万粒 |      | 250尾   | 100尾 |
| 2    | 武庫川 | 100kg   |    | 1,000尾 | 10kg  | 1,000尾 |                          |                         |        |        |     |       |      |        |      |
| 3    | 羽束川 | 40kg    |    |        | 5kg   | 1,000尾 | 1,000尾<br>又は<br>8,000粒   |                         |        | 1,000尾 |     |       |      |        |      |
| 4    | 加古川 | 550kg   |    | 5,000尾 | 100kg | 1,500尾 | 2,750尾<br>又は<br>22,000粒  |                         |        |        |     | 150万粒 | 500尾 | 2,500尾 |      |
| 5    | 市川  | 450kg   |    | 2,000尾 | 15kg  | 1,000尾 | 3,000尾<br>又は<br>24,000粒  |                         |        | 500尾   |     |       |      |        |      |
| 6    | 夢前川 | 40kg    |    |        |       |        |                          |                         |        |        |     |       |      |        |      |
| 7    | 掛保川 | 1,600kg |    | 3,000尾 | 25kg  | 2,500尾 | 10,000尾<br>又は<br>80,000粒 |                         |        | 1,000尾 |     | 300万粒 |      | 1,000尾 | 200尾 |
| 8    | 千種川 | 2,000kg |    | 2,000尾 | 20kg  |        | 5,000尾<br>又は<br>40,000粒  |                         |        |        |     | 100万粒 |      | 1,000尾 |      |
| 9    | 竹田川 | 30kg    |    | 1,000尾 |       |        |                          |                         |        |        |     |       |      |        |      |
| 10   | 円山川 | 400kg   |    | 3,000尾 | 10kg  | 500尾   | やまめに含む                   | 3,000尾<br>又は<br>24,000粒 | やまめに含む |        |     |       |      | 500尾   |      |
| 11   | 竹野川 | 40kg    |    | 500尾   | 5kg   | 500尾   | やまめに含む                   | 500尾<br>又は<br>4,000粒    |        |        |     |       |      | 500尾   |      |
| 12   | 矢田川 | 500kg   |    | 1,000尾 | 10kg  | 1,000尾 |                          | 1,200尾<br>又は<br>9,600粒  | やまめに含む | 800尾   |     |       |      | 1,000尾 |      |
| 13   | 岸田川 | 100kg   |    | 300尾   | 5kg   |        |                          | 2,000尾<br>又は<br>16,000粒 | やまめに含む | 500尾   |     |       |      | 500尾   |      |

(注) さつきますを含む。

| 免許番号 | 河川名 | 産 卵 場 造 成    |             |               |              |              |               |              |            |
|------|-----|--------------|-------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|------------|
|      |     | おいかわ<br>(箇所) | うぐい<br>(箇所) | よしのぼり<br>(箇所) | ぬまえび<br>(箇所) | すじえび<br>(箇所) | てながえび<br>(箇所) | ひがいの<br>(箇所) | ふな<br>(箇所) |
| 1    | 猪名川 | 1            |             |               |              |              | 1             |              | 1          |
| 2    | 武庫川 |              |             |               |              |              |               |              |            |
| 3    | 羽束川 |              |             |               |              |              |               |              |            |
| 4    | 加古川 | 3            | 2           |               |              |              |               |              |            |
| 5    | 市川  |              |             |               |              |              |               |              |            |
| 6    | 夢前川 | 1            |             |               |              |              |               |              |            |
| 7    | 掛保川 | 1            | 1           | 1             | 1            | 1            | 1             |              |            |
| 8    | 千種川 | 3            | 2           |               | 1            | 1            | 1             |              |            |
| 9    | 竹田川 |              |             |               |              |              |               |              |            |
| 10   | 円山川 | 3            | 3           |               | 1            |              | 1             | 1            |            |
| 11   | 竹野川 | 1            | 1           |               |              |              |               |              |            |
| 12   | 矢田川 |              |             |               |              |              |               |              |            |
| 13   | 岸田川 | 1            | 1           |               |              |              |               |              |            |